



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 28/2013年2月号

発行日：2013年2月18日

政権が、民主党から自民党に代わり、日本経済が若干上向きになりつつあります。この状況が今後も続けば、思いかけないところから決算の足元がすくわれる危険性は小さくなるでしょう。しかし油断は禁物です。慌てず、焦らず、おこたらず、地道に前進しましょう。

### I. 最新情報（2013年1月1日～2013年1月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年1月 24日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第21号「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成25年1月15日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第21号「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 本研究報告は、継続事業の前提に関する注記について、公益法人に特有の問題点をQ&A形式でまとめたものであり、今回の改正は、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書570「継続企業」に合わせ、所要の見直しを行ったものです。	—
2013年1月 24日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成25年1月15日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査	平成25年1 月15日から 適用

		団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	上の取扱い」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 今回の改正は、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書に合わせて用語の整理を行ったものです。内容に関する改正点はなく、平成25年1月15日から適用されます。	
2013年1月24日	実務指針	「非営利法人委員会実務指針第35号「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成25年1月15日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第35号「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 今回の改正は、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書に合わせて用語の整理を行ったものです。内容に関する改正点はなく、平成25年1月15日から適用されます。	平成25年1月15日から適用

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年1月21日	意見	「学校法人会計基準の在り方について報告書（素案）」に対する意見について	平成24年12月25日に文部科学省から「学校法人会計基準の在り方について 報告書（素案）」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、同報告書（素案）に対する意見を取りまとめ、平成25年1月15日付けで提出しましたので、お知らせいたします。	—
2013年1月22日	実務指針	学校法人委員会実務指針第44号 「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針の一部改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成25年1月15日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 本指針は、文部科学省が平成23年2月17日付けで「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」を発出しましたことを受け、この通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針として平成23年5月17日付けで公表されました。このたびの見直しは、私学退職金団体や私立大学退職金財団に対する退職給与引当金等の会計処理に関する学校会計委員会報告第19号「私学退職金団体に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱い	平成24年度の計算書類の作成から適用

			<p>について」及び学校法人委員会報告第 29 号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」を当該実務指針に統合するものです。</p> <p>本改正を行うに当たっては、平成 24 年 12 月 5 日から 12 月 26 日までの間、草案を公開し、広く意見を募集いたしました。</p> <p>改正後の本指針は、平成 24 年度の計算書類の作成から適用されます。なお、本改正の適用をもって、学校会計委員会報告第 19 号「私学退職金団体に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」及び学校法人委員会報告第 29 号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」は平成 25 年 1 月 15 日付けで廃止されます。</p>	
2013 年 1 月 22 日	研究報告	学校法人委員会研究報告第 8 号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」の一部改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成 25 年 1 月 15 日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第 8 号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>このたびの改正は、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等の適用が開始されたこと及び学校法人監査の実務の状況を踏まえ、計算書類の様式に関連する部分について必要な見直しを行ったものです。</p>	—
2013 年 1 月 22 日	研究報告	学校法人委員会研究報告第 14 号「理事者確認書に関する Q & A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成 25 年 1 月 15 日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第 14 号「理事者確認書に関する Q &amp; A」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究報告については、平成 23 年 12 月 22 日に監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」が新起草方針のもと公表されたことを機に、同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、平成 24 年 4 月 10 日付けで改正を行いました。今回の改正は、同報告書が同年 6 月 15 日付けで改正されたことから、所要の見直しを行ったものです。</p>	—

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 中小企業退職金共済制度に移行した場合の会計処理

退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度に移行した場合、会計処理はどのようになるのでしょうか。なお退職給付債務の計算は、簡便法を採用しているのを前提とします。

中小企業退職共済制度（以下「中退共」といいます。）は、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度であり、基本的には要拠出額をもって費用処理します。

退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度に移行する場合は、「退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ資産を移転する場合」に該当するため、退職給付制度の終了の会計処理が適用されます。この場合、終了時点で終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当の支払等の額との差額を損益として認識することになります。また当該認識される損益は、原則として特別損益に計上することとなります。中退共への移行においては、過去勤務期間に係る掛金総額を拠出すれば、現在の退職給付引当金の一部は不要となり、当該掛金は、一定の期間にわたって拠出されるため、当該拠出分を未払金等に計上します。今回のケースでは、簡便法を採用しているので、現在の退職給付引当金のうち退職一時金から中退共への移行により不要となる部分を取崩し、将来の拠出分である掛金納付総額を未払金等に計上した上で、両者の差額は損益として認識されます。なお、制度終了時点は、改訂規程等の施行日となりますが、施行日が翌期首となる場合には、制度終了による戻入益は当期に計上することはできません。一方、施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改定日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し、退職給付引当金を増加させる点に留意が必要です。

## 2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

### テーマ：学校法人の会計及び監査

#### 【疑問】

学校法人の会計基準はどのように変わるのだろうか？（第二回）

#### 【つぶやき】

##### 1. 資金収支計算書

キャッシュ・フロー計算書の導入の必要性や活動区分別の表示について検討されました。

以下、改正内容です。

###### ① 「活動区分別資金収支表」を付表として作成

補助金の配分の基礎資料として、学校法人の予算管理の手法として有用なため、今後も資金収支計算書及び資金収支内訳表を維持すべきである。さらに、近年の施設設備の高度化、資金調達や運用の多様化等、本業以外の活動に対する資金の流れを把握するため、「活動区分別資金収支表」を「教育研究活動」「施設等整備活動」「財務活動」に区分して作成し、末尾が現金預金の流れと一致させる。

##### 2. 消費収支計算書

中長期にわたって持続的な維持を可能にするための収支均衡が求められるため、学校法人会計に特有な基本金組入という処理があります。この特徴を生かしつつ、社会一般への明瞭性について検討されました。

以下、改正内容です。

###### ① 基本金組入前の収支差額と基本金組入後の収支差額を表示

学校法人が、施設設備の取替等の財源を確保できるようにするためには、現行の基本金組入額を控除した上の収支差額の均衡を明らかにする表示は維持すべきである。

一方、毎期の収支バランスを明らかにするためには、帰属収入から消費支出を控除した、基本金組入前の収支差額も表示する必要がある。

###### ② 経常的、臨時的収支バランスの区分

近年の臨時、教育研究活動以外の収支が増加、複雑化傾向なため、経常的な「経常収支の部」と臨時的な「特別収支の部」とに区分し、さらに前者を「教育研究事業の部」と「事業外収支の部」とに分けて表示する。

###### ③ 消費支出準備金の廃止

実務上の利用も少なく、わかりやすさの観点から廃止する。

④ 名称変更

事業活動計算書に名称変更する。

### **3. 貸借対照表**

特定資産の表示方法や基本金の部の整理等について検討されました。

以下、改正内容です。

① 中科目として「特定資産」の設定

固定資産の中科目を、「有形固定資産」「特定資産」及び「その他の固定資産」の3区分とする。

② 「純資産」の部の設定

貸借対照表の調達源泉側の表示について、外部資金について現行通り「負債の部」と表示し、自己資金について「純資産の部」を設定する。さらに、後者を「基本金」と「収支差額」に分けて表示すべきである。

「その他の論点」は、次号に続く

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上